

令和 7 年度高知県再犯防止推進協議会（議事概要）

○日時：令和 7 年 1 2 月 2 5 日（木）14：00～16：00

○場所：高知会館 3 階 「飛鳥」（高知市本町 5 丁目 6－4 2）

○出席委員：1 5 名

○議事（別添「次第」のとおり）

1 開会

（1）開会あいさつ

（2）新任委員の紹介

2 議題 1

- ・第 2 期高知県再犯防止推進計画の進捗状況及び各機関の令和 7 年度の取組について

3 議題 2

- ・特定非営利活動法人こねくと高知の取組について

4 閉会

○議事概要

議題 1

- ・第 2 期高知県再犯防止推進計画の進捗状況及び各機関の令和 7 年度の取組について
→別添「資料 1」及び「資料 2」について、地域福祉政策課説明
別添「資料 3」：四国矯正管区更生支援企画課説明
別添「資料 4」：高知保護観察所説明

【質疑応答の主な内容】

<委員>※資料 1 について

- ・人身安全・少年課の取組で、発達特性を持った少年について、専門家や児童心理司等から研修を受けていると説明があったが、少年の保護者自身が少年の発達特性について理解がなかったり、接し方に問題があるケースもあったりする。こうした保護者の方に対して例えばペアレントトレーニングや発達特性を持った子どもに対する養育のあり方を学ぶ機会を設けることはできないかと思うが、県内でも取り組んでたりするのか？

<人身安全・少年課>

- ・保護者に対する支援は、少年サポートセンターが立ち直り支援や継続補導などを行っているが、これらは保護者と少年の両者に対する支援であって、保護者への発達特性を理解させる直接的な支援ではないかもしれないが、少年の立ち直り支援の中でアドバイザーが保護者に対して助言を行うなどのアプローチは行っている。

<委員>

- ・例えば、医療機関やカウンセラーが、保護者と少年の接し方を見て、アドバイスをするといったことは、行っていないか。

<人身安全・少年課>

- ・アドバイザーが少年に対して面接をして直接処置をすることもしているが、ご質問のケースについては、不明である。

<委員>

- ・少年サポートセンターで支援の対象になる少年は、少年院を出た少年も対象になっているか。また、少年院を出て、地域に戻ってきた子も対象にあるのであれば、少年院でこういった処遇がなされて、こういった変化をしていったかなどの情報はあるか。

<委員>

- ・少年院を出た少年は保護観察の指導に付するのが前提となり、その上で、少年サポートセンターにおいて再非行防止の支援を受けているケースはある。ただ、少年院でこういった教育を受けていたかといった情報が、警察等に引き継がれる制度は実務上はないが、少年院でケース会議をした場合に、サポートセンターや警察、教育委員会などの関係機関に、本人の現状や改善の状況等の情報が共有されることはある。

<会長>※資料4について

- ・保護司を増やす活動について、どのようなことに取り組まれているか。

<委員>

- ・高知県保護司会連合会では、高知保護観察所とともにPR活動を行っているが、具体的には、中小企業団体連合会や高知中央ロータリークラブなどに話をしに行ったりして、増やすように取組を進めている。

<委員>※資料3について

- ・少年の事件数が多くなっており、少年鑑別所も対応が大変になっていると思うが、少年の再非行などの状況について、この会でも情報を共有した方がいいと思うので、説明をお願いしたい。

<委員>

- ・今年の収容状況はかなり厳しくなっている。昨年は1年間で27名だったが、今年は現時点で66名とすでに2倍を超えている。近年は年間30名程度で推移していた。高知少年鑑別所においても再非行者は増えている状況になっているが、この要因については不明。特徴としては、全体の8～9割は住居地が高知市になっており、仲間が近くにいることが多いので、本人の環境が変わらないと立ち直りが難しい。また、薬物非行も蔓延しており、大麻で収容される少年が収容者の3割を超えている状況で、薬物乱用が低年齢化してきている。薬物使用の経緯としては、以前に帯屋町で大麻を売っている店があって、そこからだんだんと強い薬物を求めて違法薬物に移っていくことも多かった。警察とも連携して入手できないように対策していくことが大事。さらには、低年齢層への薬物乱用防止の啓発も必要。

議題 2

- ・「特定非営利活動法人こねくと高知の取組について」

→別添「資料 5」について、特定非営利活動法人こねくと高知説明

- ・こねくと高知としての活動は、犯罪を犯してしまった人や非行者の帰る場所や絆づくりの場所の提供を目指しているが、活動を開始してからまだ日が浅く実績はまだ少ない。
- ・日本で加害者家族支援に特化した民間団体は 3 団体ほど。
- ・支援活動は、電話相談を中心に医療、司法、経済問題など多方面でのサポートを行う。

その他

<委員>

- ・発達特性を持つ子どもが多くなっているが、医療機関にかかっているケースは少ない。県と医師会などの連携により、適切に医療につなげていく取組も必要。また、発達障害の診断や治療ができる専門医の確保や育成も大事になっていると感じている。

<子ども・福祉政策部>

- ・発達障害については、県として、平成 24 年頃から療育福祉センターの中にギルバーク発達神経精神医学センターを立ち上げて、医師や専門職の養成に取り組んでいるが、医師はなかなか増えない中で、取り組んでいるのが、3 歳児検診等で早期に発見して、日常での適切な支援につなげていくことを進めている。

<委員>

- ・医療や福祉につながる体制づくりは大事だと思うので、教育機関や教育委員会、医療機関などとの連携による取組を引き続きお願いする。